

第六十五回国会 参議院内閣委員会會議録第三号

昭和四十六年二月十六日(火曜日)  
午前十時三十九分開会

委員の異動

二月三日

補欠選任

植木 光教君

辞任

田中茂穂君

二月十二日

辞任

補欠選任

浅井 亨君

出席者は左のとおり。

委員長

田口長治郎君

理事

塚田十一郎君

安田 隆明君

足鹿 覺君

上田 哲君

委員

石原幹市郎君

植木 光教君

源田 実君

佐藤 隆君

長屋 茂君

矢山 有作君

浅井 亨君

峯山 昭範君

岩間 正男君

委員以外の議員

西村 尚治君

議 員

荒木萬壽夫君

中曾根康弘君

政府委員

小池 欣一君

内閣官房副長官

行政管理庁行政  
管理局長 河合 三良君  
防衛庁長官官房 長 矢野 基男君  
防衛庁経理局長 田代 一正君  
防衛施設庁総務 部長 長坂 強君  
厚生大臣官房長 高木 玄君  
事務局側 常任委員会専門 員 相原 桂次君

本日の会議に付した案件

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査  
(今期国会における本委員会関係提出予定法律案に関する件)  
(昭和四十六年度における行政機構及び定員改正に対する行政管理庁の基本方針に関する件)

○国の防衛に関する調査  
(昭和四十六年度防衛庁関係予算に関する件)  
○委員長(田口長治郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

西村内閣委員長から発言を求められております。これを許します。西村君  
○委員以外の議員(西村尚治君) 一言ごあいさつ申し上げます。

私、しばらく内閣委員長の席を汚しておったのでございますが、はなはだ浅学非才でありましたにもかかわらず、どうにかこうにか任務を果たすことができたのは、これは全く委員の皆さまの御指導と御協力のたまものと思うわけでございます。この点厚く御礼を申し上げます。

今度ベテランの新委員長が委員長に就任されました。どうか今後ますます内閣委員会が円満に円滑に運営されますように心から念願し、簡単にすけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○委員長(田口長治郎君) 次に、本委員会所管の今期国会における内閣提出法律案の説明を聴取いたします。小池内閣官房副長官。

○政府委員(小池欣一君) 内閣提出予定の法律案につきまして御説明を申し上げます。

今国会に内閣から提出を予定いたしております法律案は、きょう現在におきまして總数百十一件でございます。うち予算関係法律案は五十五件でございます。そのうち内閣委員会に付託を予想されております法律案の数は十五件でございます。そのうち予算関係法律案は十件でございます。

この十五件の件名と要旨は、お手元に差し上げてございます資料のとおりでございます。このうちすでに国会に提出をいたしておりますもの数は七件でございます。この七件とも予算関係の法律案でございます。残り八件でございますが、そのうち予算関係の三件は近く提出をする運びといたしております。予算関係でございせん残りの五件につきましては、でき得る限り早く提出をいたしますよう努力をいたしておるところでございます。

個々の法律案につきまして御説明を要します点がございしますれば、各省庁から担当官が参っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長(田口長治郎君) それでは、本件はこの程度にいたします。

○委員長(田口長治郎君) 国の防衛に関する調査のうち、昭和四十六年度防衛庁関係予算に関する件を議題といたします。

防衛庁長官より説明を聴取いたします。中曾根防衛庁長官。  
○国務大臣(中曾根康弘君) 昭和四十六年度防衛庁予算案につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、防衛本庁について申し上げます。  
昭和四十六年度の防衛本庁の歳出予算要求の総額は六千三百三十二億四千九百七十三千円でありまして、これを昭和四十五年度の歳出予算額五千三百三十九億八千五百三十三千円に比しますと、九百六十二億一千九百八十四千円増加となっております。

このほか、継続費として、昭和四十六年度甲Ⅳ型警備艦建造費で百九十八億三千九百六十七万六千円、昭和四十六年度甲型警備艦建造費で六十二億二千九百四十八千円、昭和四十六年度乙型警備艦建造費で四十三億七千二百六十二万三千円、昭和四十六年度潜水艦建造費で七十五億六千五百五十九万五千円、合わせて三百七十九億九千九百二十四万二千円を新たに要求し、さらに国庫債務負担行為として、航空機購入で千四百八十八億八千五百三十二万六千円、艦船建造で四十七億九千五百五十八万八千円、装備品等整備で三百二十七億九千八百三十四万四千円、研究開発で五十六億四千八百九十二万四千円、教育訓練用器材購入その他の事項で三百八十五億一千八百六十七万三千円、合わせて二千三百六十六億四千八百八十二万一千円を要求しております。

また、防衛本庁の昭和四十六年度の職員定数は、自衛官二十六万三千六百六十九人、自衛官以外の職員二万五千四百四十人、合わせて二十八万五千五百九十九人でありまして、これを昭和四十五年度の定数に比しますと、自衛官において千三百一十一人の増員、自衛官以外の職員において二百四十三人の減員、合わせて千六十八人の増員となっております。

次に、防衛本庁の予算案の内容について申し上げます。

昭和四十六年度予算案は、第三次防衛力整備計画の最終年度であると同時に、それに引き続く新防衛力整備計画へつながる年度であるという考え方で、現在検討されつつある新防衛力整備計画の構想に留意しながら防衛態勢の整備充実をはかることとし、第三次防衛力整備計画に示された事業の進捗状況を検討し、その達成につとめ、また、四十七年の沖縄施政権返還に伴う同地域の防衛責務を引き継ぐため当面必要な準備を行なうことを目標に編成いたしまして、特に次の諸点に重点を置いております。

すなわち、まず、人間尊重の見地に立った諸施策の強化であり、このため殉職隊員に対する賞給・特別弔慰金の引き上げをはじめとして、隊員の処遇改善、隊庁舎の新築、宿舎の増設、営舎内外における生活環境の充実・改善、医官対策及び退職自衛官施策を推進することとしております。

次に未来性に富む事業の推進をはかることとして、特に研究開発の推進に重点を置き、次期対潜機の技術調査研究に着手するとともに、前年度に引き続き、超音速高等練習機及び新型戦車等の研究開発を進めることとしております。

また、自衛隊の装備の更新、充実、近代化を促進することとし、陸上部隊装備の充実、艦船建造の推進、航空機の増強、弾薬の確保、地対空誘導弾部隊の整備新編及び航空警戒管制組織の充実などに必要な経費を計上することとしております。

以下機関別に内容を申し上げます。

陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして二千九百二十四億三千九百九十四万四千円、国庫債務負担行為におきまして二百七十一億一千九百四十四万九千円となっております。

その主要内容について申し上げますと、まず、昭和四十六年度の職員定数は、自衛官については、前年度と同数の十七万九千人、自衛官以外の職員については、定員削減の措置により百六十六人の減員を行ない一万二千五百五十人、合わせて

十九万一千五百五十人となります。また、予備自衛官の員数は、三千人を増員して三万九千人となります。

次に、ホーク部隊の整備新編、戦車等部隊装備品の更新・充実、ヘリコプター等航空機の購入による機動力の増強、隊庁舎等施設の整備などによって防衛力の内容充実を一段と推進することとしております。また、航空機につきましては、新たに大型ヘリコプター六機、中型ヘリコプター十一機、小型ヘリコプター十機、連絡固定翼機一機、小型教育用ヘリコプター一機、合わせて二十九機の購入を予定しております。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして、千六百二十二億二千九百五十万五千円、国庫債務負担行為におきまして五百六十九億二千八百七十五万九千円、継続費におきましては冒頭に申し上げたとおりであります。

その主要内容について申し上げますと、まず、昭和四十六年度の職員定数は、自衛官については、艦船、航空機の就役等に伴い六百六十三人を増員して三万八千九百八十六人、自衛官以外の職員については、定員削減の措置等により二十二人の減員を行ない四千七百八十八人、合わせて四万三千七百四十八人となります。また、予備自衛官の員数は三百人を増員して六百八十八人となります。

次に、艦船につきましては、新たに護衛艦三千八百五十トン型一隻、同二千二百トン型一隻、同千四百五十トン型一隻、潜水艦千八百トン型一隻、中型掃海艇二隻、小型掃海艇二隻、魚雷艇一隻、哨戒艇二隻、支援船九隻、合わせて二十隻一万一千五百九十九トンの建造を予定しております。

また、航空機につきましては、新たに対潜哨戒機十一機、対潜飛行艇五機、対潜ヘリコプター六機、掃海ヘリコプター二機、合わせて二十四機の購入を予定しております。

航空自衛隊につきましては、歳出予算におきまして千五百六十一億六千四百四十一万九千円、国庫債務負担行為におきまして千四百九億四千四百六十八万九千円となっております。

その主要内容について申し上げますと、まず、昭和四十六年度の職員定数は、自衛官については、高射群の増強等のため六百四十三人を増員して四万二千三百人、自衛官以外の職員については、定員削減の措置等により六十四人の減員を行ない四万八千九百九十六人、合わせて四万七千九百九十六人となります。

次に、ナイキ部隊の整備新編、航空警戒管制組織の充実、戦闘機等航空機の購入など、防空能力の一層の強化をはかることとしております。

また、航空機につきましては、新たに戦闘機四十八機、輸送機二機、救難用ヘリコプター二機、救難用捜索機二機、合わせて五十四機の購入を予定しております。

内部部局、統合幕僚会議及び付属機関につきましては、歳出予算におきまして百九十三億九千二百六十六万五千円、国庫債務負担行為におきまして五十六億四千八百九十二万四千円となっております。

職員定数は、自衛官については、統合幕僚会議に情報要員として五名増員し八十三人、自衛官以外の職員については十九人の増員をはかるとともに、定員削減の措置により十人の減員を行ない二千九百七十六人、合わせて三千五百八十六人となります。なお、また隊員の離職後の営利企業への就職についての審査機関を設置することについて、関係法律の改正をお願いしております。

続きまして、防衛施設庁について申し上げます。昭和四十六年度防衛施設庁の歳出予算要求の総額は四百六十六億四千五百七十五万九千円でありまして、これを昭和四十五年度の歳出予算額三百五十三億六千八百四十万八千円に比べますと、五十二億七千七百三十五万一千円の増加となっております。

また、防衛施設庁の昭和四十六年度の職員定数につきましては、沖縄の施政権返還に対処するため四十五人の増員をはかるとともに、定員削減の措置により三十八人並びに沖縄現地に於ける施設及び区域にかかる基礎的調査を実施するため沖縄・北方対策庁沖縄事務局へ配置される二十人、計五十八人の減員を行ない三千二百八十八人となります。

次に、防衛施設庁の予算案の内容について申し上げます。

昭和四十六年度予算案の重点といたしましては、駐留軍従業員の大量解雇に伴う離職者対策を強化するとともに、いわゆる基地問題の発生を未然に防止し、防衛施設の安定的運用をはかるため、基地の実態に即応した諸施策として、防衛施設関連事業の充実、強化を推進するほか、沖縄の施政権返還に備えた業務の円滑な処理をはかるため必要な措置を講ずることとしております。

以下各項目別に内容を申し上げます。

調達労務管理事務費につきましては、特別給付金の増額を含めた離職対策費十七億五千三百二十万円及び駐留軍要員健康保険組合臨時補助金二億円など合わせて、三十一億二千三百六十四万四千円であり、前年度の予算額に対して十四億七十九万七千円の増額となっております。

施設運営等関連諸費につきましては、自衛隊及び駐留軍の基地対策経費二百九十五億三千九百四十九万七千円、その他合わせて三百五十五億九百八十九万七千円であり、前年度の予算額に対して三十一億五千七百二十万円の増額となっております。

その他、相互防衛援助協定交付金七千四百八十八万八千円、一般行政事務に必要な防衛施設庁費五十九億五千八百六十一万円を計上しております。以上をもちまして防衛本庁及び防衛施設庁の予算案の概要の説明を終わります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(田口長治郎君) 続いて補足説明を聴取いたします。

田代防衛庁経理局長。

○政府委員(田代一正君) 御指名によりまして、ただいま長官が読み上げました事項についての補足説明をさせていただきます。

お手元に「予算要求の大要」という書類がございます。それをめくってお話ししたいと思っております。

第一ページをおあげいただきたいと思ひます。  
この第一ページの計表は、防衛関係費の規模を四十二年以降並べた計表でございます。ごらんいただきますと、昭和四十六年度の要求額は、ここにございますように六千七百九億円でございまして、昨年の当初予算に比べまして、伸び率がございまして、一七・八%の伸び率になっております。わけでございます。で、ちよつと下にまいりまして、国民総生産と一般会計との対比がございまして、4に「防衛関係費の規模」という欄がございまして、ごらんいただきますと、B分のA、国民総生産に対して占める防衛関係費の規模は〇・八〇%になります。また、一般会計歳出に占めるシェアは七・一三%に相なるわけでございまして、次に、二ページにまいりまして、二ページの一番上に備考の(5)という欄がございまして、防衛庁の経費といたしましては、先ほど申しました一般会計以外に特定固有財産整備特別会計に関連する支出もございまして、それがここにございまして、四十六年度におきましては全体で八十三億ということに相なっているわけでございまして、次に、三ページにまいりまして、これは歳出予算を機別に分けた経費でございます。ごらんいただきますと、防衛本庁の中で陸上自衛隊以下ずっとございまして、下のほうにまいりまして、防衛施設庁というものが出てまいりまして、また、国防会議という欄がございまして、合計いたしました防衛関係費が構成されているわけでございまして、そこで防衛本庁でございますが、この中で一番大きいのは、ここにございまして、陸上自衛隊でございます。二千九百二十四億という金額をもちまして、これは防衛本庁全体の中におきまして四六・四%のシェアを占めております。続いて海上自衛隊でございますが、これが千六百二十二億ということで、やはり構成比として二五・七%のシェアでございます。次には航空自衛隊でございますが、これが千五百六十一億でございます。二四・八%の構成比に相なっているわけでございまして、そう

いうことで防衛本庁といたしましては六千三百二億というところでありまして、ほかに防衛施設庁が四百六億、国防会議が五百億というところで、合計いたしました防衛関係費が、先ほど申しましたように六千七百九億ということに相なっております。わけでございます。

続きまして、四ページにまいりまして、これは先ほど申しました組織別の内訳にかえまして科目別、性質別に分類してございまして、ごらんいただきますと、「防衛本庁」の中で防衛本庁、この中で人件費とか旅費とか庁費、被服費、糧食費とかいう欄がございまして、さらに続きまして武器車両等購入費、それから航空機購入費、艦船建造費、施設整備費、整備品等整備諸費、施設整備等附帯事務費、研究開発費というわけでもって防衛本庁の予算が構成されているわけでございまして、そこで、これをごらんいただきますと、ちよつと見当がつかぬかと思ひますので、これを要約いたしまして申し上げますと、わが防衛庁におきましては、従来からこの経費を三つに分類する方法がとられております。一つは人に伴う経費、第二は整備費、第三はその他、こういう三分類をいたすわけでございまして、そこでこの防衛本庁の中におきまして一の人件費、四番の被服費、五番の糧食費、六番の医療費、この四本を加えまして人に伴う経費といっております。合計いたしますとこれが三千二百二十九億円になります。防衛本庁全体の中では五一・一%のシェアになるわけでございまして、続きまして整備費であります。これは、ここにございまして武器車両等購入費、航空機購入費、艦船建造費、それから一欄飛びまして、整備品等整備諸費、それからまた一欄飛びまして、研究開発費の中における試作品費だけを計上いたしまして整備費といっております。それを合計いたしますと二千四百五十五億円、全体の構成比は三九%になるわけでございます。それ以外には施設整備費、その他一般管理費等がございまして、それをその他といっております。それが合計いたしました六百二十七億円で、

全体の構成費が一〇%ということに相なっているわけでございます。続きまして、五ページは防衛施設庁の関係でございます。私からは説明は省略させていただきます。それから六ページ、七ページ、これはいずれも国庫債務負担行為でございます。国庫債務負担行為につきましては、陸上自衛隊、海上自衛隊、それから航空自衛隊、さらには技術研究本部という四つの機関でもって行なわれるわけでございまして、七ページをござんいただきますと、七ページの中ほどに防衛本庁の計という欄がございまして、左側の総額欄をずっとごらんいただきます。で、四十六年度の要求額という欄がございまして、この数字が二千三百六億という欄がございまして、昨年の予算におきましては、この金額が千二百六億という欄でございまして、昨年の予算に比べまして千八百十億ばかり多い国庫債務負担行為をするということがここにあらわれていたわけでございまして、したがって、この国庫債務負担行為をいたしますと、一部はその年のうちで前金とか何か払いますが、それ以外は全部後年度負担になるわけでございまして、その欄が右側の後年度負担額という欄に相なるわけでございまして、四十六年度につきましては二千二百七億、昨年は千三百七億でございまして、差し引き千七百七十億ばかり多い後年度負担になるということがここにあらわれていたわけでございまして、続きまして、八ページでございますが、八ページは継続費の計表でございます。まん中の欄から少し下の欄に昭和四十五年度の継続費が出ております。ごらんいただきますと、百九億、八十四億、七十一億で、合計二百六十六億が昨年の継続費の総計でございます。今度の予算におきましては、新規分という欄がございまして、内容は先ほど長官が御説明したとおりでございますが、次のページにまいりまして、九ページに新規分の計という欄がございまして、これをござんいただきますと、

ますという欄、三百七十九億でございます。したがいまして継続費の総額といたしましては、昨年の二百六十六億に比しまして約百十億ばかり多い継続費になっているということがあると思ひます。

それから、続きまして一〇ページをござんいただきますと、これが後年度負担の欄でございます。この計表の見方といたしましては、四十六年度の要求額の欄がございまして、ここで新規分の(4)という欄がございまして、これは昭和四十六年度予算において新規に発生いたしました国庫債務負担行為とか、あるいは継続費とかということに基づく四十七年度以降の負担額を掲記してございまして、それから既定分と申しますのは、昭和四十五年度以前に契約いたしましたので、その支払いが四十七年度以降になるという分が掲記してございまして、

そこで、一番下から三行目に防衛本庁の計という欄がございまして、ごらんいただきますと、新規分で国庫債務負担行為、継続費合わせまして二千五百六十四億、既定分が右の欄にございまして、千四百三十三億円でございまして、合計いたしまして三千七百七億四角が四十七年度以降の負担額に相なるわけでございまして、ちなみに申し上げますと、この三千七百七億のうちで最も大きい要因は、F4Eファントムに関連する問題でございまして、昭和四十六年度予算におきまして三十四機、昭和四十七年度予算におきまして四十八機、合計八十二機の発注をいたします。そういうことに関連いたしまして後年度負担が千五百四十四億ばかり出てまいりまして、それがこの中で一番大きな金額になっているわけでございまして、

続きまして一一ページであります。一一ページは定員の欄でございます。先ほど長官から御説明いたしましたように、四十六年度の増員要求の欄をござんいただきますと、海上自衛隊で六百六十三名、航空自衛隊で六百四十三名、それからさらにおりていただきますと、統合幕僚会議で五名、合計いたしまして千三百一十一名の自衛官

と、新規定で国庫債務負担行為、継続費合わせまして二千五百六十四億、既定分が右の欄にございまして、千四百三十三億円でございまして、合計いたしまして三千七百七億四角が四十七年度以降の負担額に相なるわけでございまして、ちなみに申し上げますと、この三千七百七億のうちで最も大きい要因は、F4Eファントムに関連する問題でございまして、昭和四十六年度予算におきまして三十四機、昭和四十七年度予算におきまして四十八機、合計八十二機の発注をいたします。そういうことに関連いたしまして後年度負担が千五百四十四億ばかり出てまいりまして、それがこの中で一番大きな金額になっているわけでございまして、

続きまして一一ページであります。一一ページは定員の欄でございます。先ほど長官から御説明いたしましたように、四十六年度の増員要求の欄をござんいただきますと、海上自衛隊で六百六十三名、航空自衛隊で六百四十三名、それからさらにおりていただきますと、統合幕僚会議で五名、合計いたしまして千三百一十一名の自衛官

の増員をお願いすることになります。また、非自衛官、いわゆるシビルといったしましては、ここにございまして定員削減措置によりまして約三百二十名近く、新規増員いたしましたは施設庁を入れますと六十名の増員になっているわけでございます。

なお、この三百二十名の減員の内訳を申し上げますと、定員削減措置によりまして約二百九十八名、それから沖縄・北方対策庁への振りかえが二十名、さらにこれはアタッシュをソ連と韓国にそれぞれ一名ずつ出します。それが外務省への振りかえになりますので、二名ばかり振りかえが立つわけでございます。そういうことで差し引きいたしました三百二十名が構成されているわけでございます。

以上が防衛本庁関係の総論的な御説明でございますが、一二ページ以降は各論的な御説明に相なります。

時間もございせんので、はしよって簡単に申し上げますが、一番大きな要素は、ここにございまして人間尊重政策の推進という問題でございます。これに関連いたしましては、一つは隊員の処遇の改善という問題がございまして、ここにございまして「賃金・特別弔慰金の増額」という欄で三千万円ばかりあがっておりますが、これは従来非常に功勞のありました殉職隊員に対して弔慰金、特別弔慰金が出ておりますが、これが非常に少ないということで、今回はほぼその倍にするというのを考えているわけでございます。これによりまして、公務災害補償法関係の給付と合わせまして、曹クラス以上につきましては、合計して五百万くらいに相なるということに相なるかと思ひます。

それから次は「曹の昇任枠の拡大」であります。これは昨年の千百人に続きましてことしは二千百人ばかりお願いする。それから准尉でございますが、これは昨年お認め願った制度でございますが、昨年に続きまして、ことしは八百三十五名の増員を願う。

それからこまかい問題でございますが、「被服の単価引上げ」という問題、これは昨年は冬服について行なつたわけでございますが、ことしは夏服とか、その他について単価の引き上げをお願いする。

それから「帰郷広報経費の増額」であります。これは従来、北海道その他僻地関係は、たとえば九州とか中国とかいうところからまいてる隊員につきましては、一年間つとめますというのと、二年に一本ばかり故郷に帰するという制度がございまして、あわせて防衛庁の広報宣伝をやつていただく、こういうことであります。これは従来運搬費で支弁していたわけでございますが、非常に不徹底な措置でもございまして、今度は正式に旅費化したしまして、それで約七千万ばかり要るわけでございます。

それから次に「隊庁舎の改築等」でございますが、隊庁舎施設につきましては、昨年は四十七億でございましたが、ことしは飛躍的に増強いたしまして六十七億ということに相なっております。これは一般隊庁舎のほかに、それに関連いたした食堂とか、あるいはそういう浴場でございますとか、関連施設等につきましても相当配慮しているわけでございます。

それから次に「公務員宿舎の増設」でございますが、これはここにございまして、昨年は三千七百九十二戸でございましたが、ことしは四千三百三十三戸でございまして、この中でカック書きにございまして「老朽宿舎建替」というのが五十二戸入っております。これは民間企業でございまして非常に不思議に思ふかもしれませんが、建てかえという觀念が従来なかったものでございまして、今回新たに老朽宿舎を建てかえるという予算を正式にお認め願うということで、まさにことしの新機軸の一つでございます。

それから「隊員の生活環境の充実・改善」は、昨年も非常に努力してやつてまいりましたわけでございますが、ことしここにございまして非常に相馬力をかけてやつていられるわけでございます。特に

一番下の欄にございまして「訓練演習経費の引上げ」これは俗に師団単金と言つておりますが、これが従来約四億ばかりであったのでございまして、一億ばかりふえているということで、訓練演習における従来いろいろ支障がございましたのをこれでもってカバーしたい、こういうぐあいに考えているわけでございます。

それから「一三ページは、衛生施策の推進」それから「退職自衛官施策の推進」でございます。いずれも従来計画の施策を延長したわけでございます。

それから次に「一四ページでございますが、一四ページは、第二の大きな項目といたしまして、未来性に富む事業の推進ということで、研究開発の推進が掲げてございまして、ごらんいただきますと、試作・委託についていろいろアイテムがあがっております。中でも特別に御説明を要する事項といたしましては、一番最初の「次期対潜機の技術調査研究」でございます。これは御案内のとおり、これまで防衛庁といたしましては、対潜機といたしましては、P2VあるいはP2Jというものが現在主力対潜機でございまして、来たるべき何年かのあとを考へますと、いわゆる新しい対潜機をこの際開発する必要があるとございまして、それに関連いたしまして、四十六年度予算におきましては、とりあえず技術調査研究ということで三億円ばかり予算が計上されているわけでございます。それ以外に超音速高等練習機とかいろいろございまして、いずれも従来より要求しております試作の推進でございます。

それから次に「一五ページでございますが、一五ページに第三の大きな柱といたしまして「情報機能の整備」という欄がございまして、一つは、ここにございまして「防衛駐在官の増派」ということで、先ほど申しました二名の増員をお願いいたしております。これによりまして、防衛庁といたしましては、防衛駐在官が十三カ国二十人ということに相なるわけでございます。

それから次に、「経費の増額」でございますが、

これはいずれも情報関係のための施設とか機材とか、外国旅費という関係の増額を掲記してございまして、

それから次の第四の大きな問題といたしまして、「医官対策の推進」という欄がございまして、第一には、医官養成機関調査費五百万があがっております。これは御案内のとおり防衛医科大学校について調査ということで、それに関連いたしましていゆる設立準備調査的な経費でございます。それから医療備品と施設の充実、これはごらんのとおりでございます。

それから第五番目のアイテムといたしましては、「良質隊員の確保と防衛基盤の拡充」ということで、一つは、広報経費、第二には募集経費、いずれもごらんのうちに増額になっております。それから予備自衛官につきましては、先ほど申しましたように、陸で三千、海で三百人ふやすということがこの中に入っているわけでございます。

一六ページは、「装備の充実」でございます。陸上部隊の装備、以下一八ページは艦船、二〇ページは航空機でございます。いずれも先ほど長官から御説明がございましたので、これは省略いたします。

それから二二ページは「地対空誘導弾」であります。これは一つは、新規分といたしまして、ナイキの第三次契約、これは第三次防衛力整備計画で予想いたしました中で、従来と漏れでございましたナイキのたま四十七発、この際補充するという、それからホークの第三次契約でございますが、これも訓練関係の二個中隊分、これを補充するという二個中隊分、たまにいたしまして五十四発、いずれも全額国庫債務負担行為でお願いすることになっております。「弾薬」はここでごらんなったとおりでございます。それから最後に二三ページであります。これは「施設の整備」でございます。いろいろ施設がずつとあがっておりますが、合計欄をごらんいただきますと、昨年は百五十一億、ことしが百八十三億でございます。二一%ばかり施設

がふえておるわけでございます。

以上をもつて四十六年度予算の補足説明を終わるわけでございますが、最後に一言申し上げます。第三次防衛力整備計画が四十六年度予算で終わります。そこでかりに昭和四十二年から四十六年までの予算を合計いたしますと、二兆五千二百七十二億円になります。で、このうちいよめるベースアップ相当額と称する金額は二千四百六十一億円になります。したがって、第三次防衛力整備計画に対応する予算額といたしましては、二兆三千八百一十一億円になります。したがって、二兆三千四百億といわれた三次防の計画に對しましては九七・五%に相なるわけでございます。

以上をもちまして私の補足説明を終わらさせていただきます。

○委員長(田口長治郎君) 次に、防衛施設庁所管についての補足説明を聴取いたします。長坂総務部長。

○足鹿寛君 もう少しゆくり説明やってください。あんなたちわかつていても私はちっともわからないのだから。形式さえ整えればいいというものじゃないですよ。こんな不親切な説明は困る。

○政府委員(長坂寛君) 御指名によりまして、防衛施設庁関係昭和四十六年度予算の概要につきまして補足説明をさせていただきます。お手元にお届けしてございますと思いますが、「昭和四十六年度予算の大要」と申しますこういう細長い資料が入っておりますが、それを使用して説明を行なわせていただきます。

この「予算の大要」の四ページに、「昭和四十六年度歳出予算要求総表」という表がございます。四ページでございます。この中に、「一般会計」といたしまして、私どもの防衛施設庁の予算要求額、これが昭和四十六年度と昭和四十五年度との対比を掲げてございます。この要求の全額そのものにつきます。先ほど中曾根長官から申し上げましたところでございますので、この表によって御承知をいただきたいと思いますが、これを四

十五年度と四十六年度の率で見ますというところ、この表の一番右端にございますように、「(項)防衛施設庁」につきましては一四・六、つまり一四・六%の伸びを示しております。この中で、二番目に書いてございます「(項)調達事務管理費」は、これは先ほど防衛庁長官からも御説明ございましたように、駐留軍離職者に対する特別給付金を含めまして、前年度比八二・三%の伸びを示してございます。それから次の「(項)施設運営等関連諸費」につきましては、これは防衛施設周辺の整備等に使用をはかる等の目的で、防衛施設周辺の整備等に関する法律についての措置を主体といたしております諸措置を含めまして、前年度比一一・一%の伸びを示してございます。次の「(項)相互防衛援助協定交付金」は、これは相互防衛援助協定に基づきましてアメリカ政府がこの所要の援助をする際に、援助行為をしていく場合のそれに伴う経費の円資金を準備するという趣旨でございますが、これは逐次この軍事顧問団等の形態がすでに変わりました。前年度に比しまして六四・一%、つまり三六%ほどの減少を示しております。都合合計いたしまして四百六十六億四千六百万円が四十六年度の要求額でございますが、四十五年度に比しまして、防衛施設庁全体といたしましては一四・九%の伸びと相なっております。

次の、下の欄に「特別会計」というふうに書いてございますが、これは予算の面では、防衛施設庁の一般会計予算ではございませんで、特定国庫財産整備特別会計のほうに計上してございますものでございまして、うちの直接の所管ではございませんが、実はここにございまして七十三億一百万円というの、例のグラントハイツの移転に伴いますところの整備関係の費用ということで、そのほうの特別会計に計上してございますが、一応関連でここに便宜的に載せてございます。

以上で四ページの表の御説明を終わります。次の五ページ、定員の欄がございますが、これは先ほど防衛庁長官の説明をもちまして内容的に尽

きておると思いますので、説明を省略させていただきます。

次の六ページには、予算的には、施設運営等関連諸費と項、調達事務管理費の中から、いわゆる基地対策という観点から抜き出してみた場合にどういうふうになっているだろうか、そういうことについての御説明の資料でございますが、この中で「一般会計」の1といたしまして、「基地周辺整備等諸施策の推進」という欄がございます。これは、先ほど申し上げました防衛施設周辺の整備等に関する法律に基づきますところのいろいろな諸施策、その所要経費を計上してございます。その(1)といたしまして、「障害防止事業」とございまして、これはその法律の三条に、自衛隊あるいは駐留米軍等の演習場等の使用によりましていろいろな障害が出てまいります。それに対して、農業用の施設をつくる、あるいは河川を改修する、防砂施設をつくる、あるいは防風施設をつくる、あるいは水道、下水道等の施設を設ける等の事業を行なうとするものでございまして、これは四十六年度要求額といたしましては四十八億七千二百百万円でございます。四十五年度予算額四十一億四千一百万円に比しまして七億三千一百万円の増、つまり一七・七%の増となっております。これは、この事業の既定事業の促進をはかるほか、騒音防止用の電話機を設置しようとする事業を新たに採択しております。

次に、(2)といたしましては、「騒音防止事業」を掲げてございますが、これは自衛隊、駐留米軍の航空機の離陸、着陸等のために騒音が発生するその騒音を防止するための騒音防止工事を行なうとするものでございまして、これが、昭和四十六年度におきましては、ここに掲げてございますように、九十七億九千八百百万円を要求額といたしております。前年度八十九億一千四百百万円に比しまして八億八千三百百万円の増となっておりますが、これは従来の対象事業の促進をはかるほか、砲撃音による影響を調査しよう、また飛行場周辺におきまして騒音の定点観測を実施しようとする事業

を新たに含んでございます。

次に、三番目の(3)、「道路改修事業」という項目が掲げてございますが、これは四十六年度要求額といたしましては二十五億六千万円、四十五年度の予算額十九億九千四百百万円に比しまして五億六千六百万円の増、率にいたしまして二八%余の伸び率を示しておるわけでございますが、これは従来の対象路線を拡大しよう、それから一路線につきましても、計画の早期処理をはかろうというような趣旨をもちまして相当大幅に上げたいというところで、そのような二八%、五億六千六百万円の増をお願いしているところでございます。

次の「民生安定助成事業」、これは周辺整備法の四条に、防衛施設の周辺地域を管轄する市町村で、その防衛施設の運用によって住民の生活または事業活動が著しく阻害されていると認められる場合、その障害の緩和に資するために、いろいろな生活環境の整備とか、事業経営の安定に資するように施設を整備しようという、そういうような目的の事業でございますが、これは昭和四十六年度要求額といたしましては三十八億四百万円をお願いしているところでございまして、昭和四十五年度予算額二十八億四千二百百万円に比しまして九億六千一百万円の増と相なっております。

次に五番目の「安全措置事業」、これは周辺整備法の五条に基づき、飛行場周辺におきまして住民のこうむる障害の軽減に資するために、一定の区域のところに住んでる住民の住居等を移転させよう、という趣旨の事業でございますが、これがために昭和四十六年度要求額といたしましては二十四億二千三百百万円をお願いし、昭和四十五年度予算額二十三億九千万円に比しまして、三千三百百万円の増と相なっております。

「施設周辺の補償」、これは四十六年度六千八百百万円で、前年度に比しまして千六百万円の減に相なっておりますが、これは対象事業が減少したわけでございまして、そのようなものでございまして、それから一般会計の2といたしまして、駐留軍

施設の移転集約関係、これは四十六年度といたしましては四億一千一百万円をお願いしておりますが、これは先般米軍の削減計画というものが発表がございまして、従来からありまして移転というようなことでなくて、すでに移転そのものが立ち消えになるというような事象もございまして減を見ているわけでございしますが、あとで御説明申し上げますような駐留軍施設の移転集約関係、特別会計関係では相当大幅な増を見っておりますので、そういうような関連で見ますという、特別会計と合わせますという約十億の増に相なっておりますのでございします。

それから三番目の「補償経費等の充実」、これは施設の借料関係といたしまして四十八億一千八百万円を四十六年度にお願ひしてございしますが、前年度四十二億四千万円に比しまして六億一千四百万円の増、これは民間ベースの実態との均衡をはかるという目的及び必要に応じまして民公有財産も買収しなければならぬというような観点から、そのような六億円の増をお願いしておりますのでございします。

次の漁業補償関係といたしまして、昭和四十六年度といたしましては六億七千六百万円をお願いしてございしますが、これは単価是正を行なうために、単価アップといたしまして一・八%のアップをお願いするとともに、新たに増産者に対する見舞い金の支給を実施することといたしまして、これに約二千八百万円ほどの増額をお願いしております。全体的に六千六百万円の減と相なっておりますのは、漁業を制限しております地域が減少いたしましたところでその影響によるものでございします。

以下、「地方公共団体委託費」、「その他の補償等」につきましては説明を省略させていただきます。四番目の「基地従業員対策の強化」につきましては、先ほど長官からも御説明がございましたわけでございますが、これは特別給付金の増額といたしまして十七億三千八百万円、前年度三億五千

万円に比しましてきわめて大きな比率で増加をいたしております。これは昨年の十二月の末に発表になりました米軍の縮小計画に伴いまして約一万人の駐留軍従業員が離職をする、その方々に支給するための特別給付金を増額しよう、という内容のものでございします。さらにこの中には駐留軍離職センターに対する補助の増額、これは前年度七百万円に比しまして、これはその約倍額一千五百万円という経費を見込んでございします。それからさらにこの(1)の「基地従業員対策費」といたしまして、四十六年度要求額二億円が掲げてございしますが、これは駐留軍要員健康保険組合に対する補助の増額でございまして、これは前年度一億円に比しまして倍額という経費を見込んでございします。

以上が一般会計でございまして、先ほどこれはこの表では三百四十四億九千三百万円と、前年度二百六十五億一千八百万円に比しまして、四十九億七千五百万円の増と相なっておりますが、率としては一・八%の伸びをお願いしておりますのでございします。

その次の特別会計といたしましては、前年度六十億七千四百万円に比しまして七十三億円をお願いしてございしますが、これはグラントハイツの移転をさらに継続実施していくということと、前年度に比しまして二〇%の増でお願いしてございします。

なお、基地対策関係といたしましては、特別会計も合わせますと一九%の増でお願いしておりますわけでございますが、これは先ほど申し上げましたように、防衛施設庁の中から対策関係を除いた部分だけを便宜御参考までに抽出したものでございします。全体といたしましては、先ほど申し上げましたように昭和四十六年度要求額といたしまして四百六億四千六百万円をお願いしておりますのでございします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。  
○委員長(田口長治郎君) 本件に関する本日の調査はこの程度にいたします。

○委員長(田口長治郎君) 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査のうち、昭和四十六年度における行政機構及び定員改正に対する行政管理局の基本方針に関する件を議題といたします。行政管理局長官より説明を聴取いたします。荒木行政管理局長官。

○國務大臣(荒木真壽夫君) 第六十五回国会における内閣委員会の御審議に先立ち、行政機構及び定員に関する政府の基本方針について御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢の著しい変化に対応して行政もこれに即応させていくことは、国民一般の強く要望するところであり、政府といたしましては、行政需要の変化に即応した簡素にして能率的な行政を実現して国民負担の軽減をはかることに意を用い、かねてから行政改革の推進に努力してきたところであります。

機構関係につきましては、すでに一省庁一局削減措置を実施し、内部部局の簡素化をはかるとともに、審議会等及び特殊法人につきましても再編整理につとめてきたところでありますが、さらに地方支分部局につきましても、先般その整理再編の方針を決定し、その具体化に努力しているところであります。また、行政需要の変化に即応した効率的な行政の実現に資するため、行政組織を機動的、弾力的に編成することができるよう国家行政組織法の改正を行なうことといたしております。

これらにつきましては、本国会に改正法律案を提出し、御審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

定員関係につきましては、三年間五%の計画削減を行なうとともに、行政需要の増減に伴う増員要素についても、総定員法の趣旨にのっとり、極力配置転換により対処し、もって総定員の削減につとめているところでありますが、さらに公務能力の向上と行政コストの増加を抑制するため、小

から、昭和四十五年八月二十五日、新たに昭和四十七年度から三年間にわたり定員を削減する方針を定めたところであります。

したがって、昭和四十六年度機構定員の審査におきましても、従来からの方針を堅持し、機構、特殊法人の新設及び定員の増加はいずれも厳に抑制することといたしました。まず、機構については、新しい行政需要の動向に対応する必要上、真にやむを得ないものとして、総理府に環境庁を、建設省都市局に下水道部を設けることとしたほかは、すべて既存部局の合理的再編成によつて行政需要の変化に対処するとともに、特殊法人の新設も一切認めないことといたしました。

次に、定員の審査にあたっては、現行の三年間五%の削減計画に基づく削減を実施いたしますとともに、増員については極力これを抑制して、自衛官を除く一般の国家公務員の総数の削減をはかった次第であります。このうち、いわゆる総定員法の最高限度の規制の対象となっている一般行政機関の定員の合計数は、昭和四十六年度末には昭和四十五年度末に比し五百七十五人の減員となることとなっております。

今後においても機構、定員の簡素合理化と行政事務の能率化を推進し、国民のための行政の実現に最善を尽くす所存でありますので、委員各位におかれましては、一そうの御理解と御支援をいただきますようお願いいたします。

○委員長(田口長治郎君) 続いて補足説明を聴取いたします。河合行政管理局長。

○政府委員(河合三良君) ただいま行政管理局長官から御説明申し上げました昭和四十六年度の各省庁の要求にかかる機構、特殊法人及び定員の審査結果につきまして御説明申し上げます。まず、機構についてでございますが、四十六年度予算概算要求におきまして、機構に関する要求のうち、外局の新設要求が三つ出ておりました。総理府の環境庁、運輸省の航空庁、自治省の選挙庁でございますが、このうち新設は環境庁一つのみを認めまして、他の二つは認めておりません。

また、部でございますが、これは新設の要求が六つございまして、これにつきましては、この六つの要求のうち、先ほど長官から御説明申し上げました建設省都市局の下水道部につきまして、公害行政の中心課題でありますとともに、非常に大きな予算を扱っております関係上、下水道部の新設を認めました。そのほかの五部につきましてはこれは認めておりません。なお、部につきましては、運輸省の統計調査部を名称変更いたしまして情報管理部に改組するという改組は別途一つ認めておるところでございます。

審議会につきましては、概算要求におきます新設要求が入つてございましたが、このうち二つを認めております。それは防衛庁の自衛隊離職者就職審査会、それから労働省の勤労者財産形成審議会、この二つの審議会でございます。また、厚生省の四つの審議会を一つに統合いたしております。それから別途現存いたします審議会を三つ廃止いたしております。以上を通算いたしますと、審議会の総数におきましては審議会が四つ減少をいたしております。

次に職でございますが、法律上の職が新設要求が十二ございましたが、これは一切認めなかったわけでございます。審査の結果新設はゼロでございます。

以上に法律上の組織でございまして、そのほかに、付属機関につきましては、お手元にお配りしてございますとおりの審査結果になっておりまして、これについてはこまかく申し上げるまでもなく、ごらんいただければおわかりかと思えますので、特にこまかな御説明は申し上げます。

なお、お手元に差し上げさせていただきます資料には、載っておりませんが、政令事項といたしまして、課、室あるいは官の新設要求が、これは全体で九

ただこれにつきましても、現在ありますもの  
の改組によりまして新しく行政需要に応じた組織  
をつくりましたものが二十四でございまして、これ  
は現在ございましてものを変えまして新しい組織に  
変えたものでございまして、純増にはなっており  
ません。その結果、九十九の要求に対しまして新  
設二ということになります。

次に特殊法人につきましては、これは新設の要求が五つございましたが、これは一切特殊法人の新設は認めなかった次第でございます。

以上が四十六年度の概算要求に対します当庁の審査結果でございます。政府としての審査決定でございます。以上の決定に基づきまして、法律を要する事項につきましては国会の御審議をいただく次第でございます。

次に定員でございますが、定員につきましてはお手元にお配りしてございます資料の三枚目以降をごらんいただければ幸いです。いろいろ書いてございますが、簡単に御説明申し上げますと、大臣の御説明の中でも申し上げましたよう

に、総定員法対象で五百七十五名の減になっておりますが、この内訳を申し上げますと、昭和四十六年度の概算要求におきまして、総定員法対象の範囲内での新規増員の要求が一万七千六百六十一名ございました。これに對しまして、三年間五%

削減の計画削減によります削減数は五千七百三名になっております。一万七千六百六十一名の要求ございましたが、この計画削減のワケ内に押えるということで審査をいたしました結果、増員とい

また、附則八条、これは地方事務官等のごさい  
ますが、これにつきましては、概算要求におきま  
す新規増員の要求は千二十八名ございました。計  
画削減によります削減数は三百九名ございました  
が、今回は児童手当制度の新設その他の事情がご  
ざいまして、この削減のワク内では附則八条につ  
いては若干オーバーいたしております、五百六十  
十名の新規増員を見ました関係上、二百五十一名  
の増加になっております。

以上、総定員法対象、それから五現業、それに附則八条を加えますと、全体で千三十一名の減になつておりまして、計画削減によります数が、一万八百三十名のうち、ワク内で新規増員といたしまして九千七百九十九名を認めました関係上、差し引き千三十一名の定員減ということになつております次第でございます。

なお、次ページ以下にこの各省庁別の内訳がごまかく載っておりますが、これは特にごまかな御説明は申し上げません。参考にごらんただければというふうに思います。

以上のとおり昭和四十六年度の機構及び定員につきまして審査をいたしまして、政府としての決定をいたしました。法律を要する事項につきましては、国会に御提出いたしまして、御審議を仰ぐことでございますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

以上をもちまして補足説明を終わらせていた

説明を申し上げますと、与党の皆さんたちは部会なり、あるいはいろいろ検討なさつて、その経緯をよく御存じでありましょうけれども、私どもとしては結論だけを承るわけでありますので、その経緯等がよくのみ込めません。したがって、当初予算を第一次に大蔵省に提出をされたものをこれにあわせて御提示をいただければ、非常に審議の参考になると思いますので、さようお取り計らいを願います。委員長において委員会要求資料として提出していただくよう御配意をお願いしたいと思ひます。

○委員長（田口長治郎君） ただいまの足鹿委員の資料要求につきましては、委員長から各関係省に申しまして要求して、提出させることにいたしました。

本件に関する本日の調査はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午前十一時五十三分散会

一月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願(第三号)第一号(第二号)第一三  
号(第二三号)(第二九号)(第三六号)(第四

号(第四三三号)(第四四四号)(第五九号)(第六三三号)(第六五号)(第六八号)

一、旧軍人等に対する恩給処遇の改善に関する請願(第三三三号)

一、地方公務員等の恩給・年金スライド制確立に関する請願(第三四号)

一、靖国神社国家護持の早期実現に関する請願



三、加算年の取扱、あるいは仮定俸給における旧軍人及び遺家族等と旧文官等との差異をなくすること。

第三四号 昭和四十六年一月十二日受理  
地方公務員等の恩給・年金スライド制確立に関する請願  
請願者 熊本市九品寺五ノ六ノ一六熊本県  
議会議員 倉重末喜

紹介議員 高田 浩運君  
地方公務員等の恩給・年金スライド制確立のため、左記事項の実現を図りたい。  
一、公務員の給与を引き上げる場合は、恩給と共済年金の額についても同時に増額されるよう関係法令を改正すること。  
二、前記の財源は国庫で確立し、地方公共団体の財政を圧迫しないよう配慮すること。

第六十三回特別国会において恩給法の一部改正とともに地方公務員等共済組合法の一部改正が行なわれ、昭和四十五年十月以降、恩給と共済年金額は八・七五パーセント増額されたが、物価の上昇で困窮している年金受給者等の生計を多少ともうるおすものの、恩給、共済年金等を自動的に増額するというスライド制にはほど遠い。物価は年々五パーセント以上も上昇しているのに、恩給、年金の額は退職後五年前後もすえ置かれていて現行の制度は不合理である。

第四六号 昭和四十六年一月十六日受理  
靖国神社国家維持の早期実現に関する請願  
請願者 東京都港区赤坂二ノ一〇ノ五ソ連  
長期抑留者同盟内 三宅農夫男外  
一万二千二百八十名

紹介議員 青木 一男君  
「靖国神社法」をせむとも超党派の立場で早急に成立されたい。

理 由  
一、英霊をまつる靖国神社が、戦後久しく国の手

をはなれ、一宗教法人として放置されてきたことは、国家道義のうえからもきわめて遺憾なことである。

二、祖国の平和と繁栄のいしずえとなった二百五十万英霊に対し、国民がこぞって感謝のまことを表わし、その尊い遺志にこたえるために、一日もすみやかに靖国神社の国家維持が実現されるべきである。

第六〇号 昭和四十六年一月十九日受理  
一世一元制の法制化促進に関する請願  
請願者 岩手県盛岡市八幡町一三ノ二〇岩手県神社庁内 山本将実外四百三十一名

紹介議員 岩動 道行君  
一世一元制の法制化を促進されたい。

理 由  
現行法の下では、国家、国旗のこととともに元号のことは、これを国民に奉戴せしむべき法的根拠がない。これは、明治維新百年を機として国家の自主性を確認しようとするものにとつて遺憾に堪えない。一世一元制については旧皇室典範第十二条には、「踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ビ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ」とあったが、新皇室典範にはその明文がない。

第七一号 昭和四十六年一月二十一日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 福島県会津若松市大町一ノ二ノ一  
三 塚原久美子外二十四名

紹介議員 秋山 長造君  
靖国神社の国家管理は、憲法第二十条及び第八十九条に違反し、国民の思想と良心の自由を圧迫し、再び戦争犠牲者を作るおそれのあるものであるから、同神社の国家管理を立法化しないよう要望する。

第七二号 昭和四十六年一月二十一日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市麻生町四丁目佐藤芳子外百四名  
紹介議員 小林 武君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、總理府設置法の一部を改正する法律案  
一、法務省設置法の一部を改正する法律案  
一、文部省設置法の一部を改正する法律案  
一、運輸省設置法の一部を改正する法律案  
一、建設省設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法の一部を改正する法律案  
總理府設置法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第六号を次のように改める。  
六 削除  
第八條第一項第三号を次のように改める。  
三 統計に関する研修を行なうこと。  
第十條中「として、」の下に「国立公文書館及び」を加え、「統計職員養成所」を「統計研修所」に改める。

第十一條を次のように改める。  
（国立公文書館）  
第十一條 国立公文書館は、国の行政に関する公文書その他の記録を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究及び事業を行ない、あわせて總理府の所管行政に関し圖書の管理を行なう機関とする。

2 国立公文書館に館長を置く。  
3 館長は、内閣總理大臣の命を受け、館務を掌理する。

別表十一東京入国管理事務所の項中「（東京国際空港の区域を除く。）」を加え、同表中  
「羽田入国管理事務所 東京都 東京都の内東京国際空港の区域」を

4 国立公文書館は、東京都に置く。  
5 国立公文書館の内部組織は、總理府令で定める。  
第十二條の見出しを「（統計研修所）」に改め、同条第一項を次のように改める。  
統計研修所は、国及び地方公共団体の職員に對して、統計に関する研修を行なう機関とする。  
第十二條第二項及び第三項中「統計職員養成所」を「統計研修所」に改める。  
第十五條第一項の表海洋科学技術審議会の項を次のように改める。

附 則  
この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、總理府設置法第八條第一項第三号の改正規定、同法第十條の改正規定中「統計職員養成所」を「統計研修所」に改める部分及び同法第十二條の改正規定は、同年四月一日から施行する。

法務省設置法の一部を改正する法律案  
法務省設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。  
別表三札幌法務局の項中「苫小牧市」を「苫小牧市 登別市 恵庭市」に改め、「千歳郡」及び「幌別郡」を削る。  
別表五愛光女子学園の項中「東京都北多摩郡狹江町」を「狹江市」に改め、同表岡山少年院の項中「岡山県都窪郡妹尾町」を「岡山市」に改める。

海洋開発審議会  
内閣總理大臣の諮問に應じて海洋の開発に関する基本的かつ総合的な事項を調査審議すること。

成田入国管理事務所

成田市 千葉県の内新東京国際空港の区域に改める。

別表十二中 札幌入国管理事務所小樽港出張所 小樽市

札幌入国管理事務所小樽港出張所 札幌入国管理事務所小樽港出張所

小樽市 苫小牧市

に、神戸入国管理事務所姫路港出張所 姫路市

を、神戸入国管理事務所相生

港出張所 姫路市 港出張所 相生市

に、広島入国管理事務所尾道港出張所 広島県御調郡向東町

を、広島入

国管理事務所尾道港出張所 尾道市

に、広島入国管理事務所呉港出張所 呉市

を、広島入

管理事務所土生港出張所 因島市 管理事務所呉港出張所 呉市

に、鹿児島入国管理事務所鹿児島空港出張所 鹿児島市

を、鹿児島入

を、鹿児島入国管理事務所鹿児島空港出張所 鹿児島市 鹿児島入国管理事務所喜入港出張所 鹿児島県梶宿郡喜入町

に改める。

附 則

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、別表三及び別表五の改正規定並びに別表十二の改正規定中広島入国管理事務所尾道港出張所に係る部分は公布の日から、別表十一の改正規定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「養護学校における教育」の下に「(特殊学校における教育を含む。)」を加える。第八条中第十二号を削り、第十一号を第十二号

2 国立特殊教育総合研究所は、神奈川県に置く。 3 国立特殊教育総合研究所の内部組織は、文部省令で定める。

附 則

この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「統計調査部」を「情報管理部」に改める。

第二十二条第一項第六号を次のように改める。

六 運輸省の所掌事務に関する調査、統計、情報処理その他情報の管理に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

第二十二条第一項第六号の二を削り、同条第二項中「統計調査部」を「情報管理部」に、「第五号から第六号の二まで」を「第五号及び第六号」に改める。

第二十九条中「航空保安職員研修所」を「航空保安大学校」に改める。

第三十六条第一項中「商船高等学校」を「商船高等専門学校」に改める。

第三十七条の四(見出しを含む。)中「航空保安職員研修所」を「航空保安大学校」に改める。

第五十五条の八第一項の表中「東京都北多摩郡久留米町」を「東久留米市」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第五十五条の八第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。 第四条の二第一項中「宅地部」の下に、「都市

局に下水道部を」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。 4 下水道部においては、第三条第七号に規定する事務をつかさどる。

附 則

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律

行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第七項及び第八項中「地方行政監察局」を「行政監察事務所」に改め、同項の表中「行政監察局」を「行政監察事務所」に改め、同条第九項中「地方行政監察局」を「行政監察事務所」に改める。

(公安調査庁設置法の一部改正) 第二条 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条から第十三条まで及び第十七条中「地方公安調査局」を「地方公安調査事務所」に改める。

別表第一及び別表第二中「地方公安調査局」を「地方公安調査事務所」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正) 第三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條(見出しを含む。)中「財務部」を「財務事務所」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

2 改正後の大蔵省設置法第二十二条の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に置かれていた財務省のうち、大蔵省令で定めるものについては、この法律の施行の日後三月をこえない範囲内において、大蔵省令で定める日までの間は、なお従前の例による。

二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願（第七九号）（第八四号）（第八五号）（第一〇二号）（第一四七号）

一、靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（第八二号）（第八六号）（第一一三三号）（第一四四号）（第一五五号）（第一五五号）（第一七四号）（第一七六号）（第一八四号）（第一八五号）（第一八七号）（第一八八号）（第一八九号）（第一九〇号）（第一九一号）（第一九二号）（第一九三号）

一、元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願（第一〇八号）

一、恩給・共済年金受給者の処遇改善に関する請願（第一一〇号）

一、旧軍人等の恩給処遇の改善等に関する請願（第一二三号）

一、新潟県の寒冷地手当改善に関する請願（第一九七号）

第七九号 昭和四十六年一月二十二日受理  
旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡太宰府町一、一四〇  
太宰府町恩連支部内 松田宗利

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第八四号 昭和四十六年一月二十二日受理  
旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願

請願者 岩手県東磐井郡川崎村薄衣字矢作  
館一四七 菅原元

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第八五号 昭和四十六年一月二十二日受理  
旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願

請願者 宮城県仙台市上杉一ノ七〇一七二  
東海林俊成

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇二号 昭和四十六年一月二十三日受理  
旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願

請願者 東京都足立区足立四ノ一三ノ二六  
早川博

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四七号 昭和四十六年一月二十六日受理  
旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願

請願者 徳島市安宅町一ノ八〇一四 杉山  
香也外一名

紹介議員 三木吉郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第八二号 昭和四十六年一月二十二日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市麻生町一ノ八〇一七二二  
伊藤正男外百三名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第八六号 昭和四十六年一月二十二日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 福島県会津若松市門田年貢町 坂  
田凱子外二十一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

請願者 福島県会津若松市追手町五ノ四〇  
石山智恵子外五十四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一四四号 昭和四十六年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 札幌市北三条西一八丁目 吉田登  
紀子外百九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一五五号 昭和四十六年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）

請願者 鹿児島市山之口町七ノ一四 鮫島  
正司外百九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一五五号 昭和四十六年一月二十六日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 福島県南会津郡田島町大字丹藤  
宇上村三六九 室井建一外百五  
名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七四号 昭和四十六年一月二十七日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 福島県会津若松市米代二ノ四ノ二  
四 大滝和子外四十七名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七六号 昭和四十六年一月二十七日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）

請願者 岩手県宮古市大通一ノ一ノ三 島

山きみ外九十六名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一八四号 昭和四十六年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）

請願者 宮崎市大字恒久二、九二一 広田  
実外百十八名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一八五号 昭和四十六年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 山形県酒田市末広町八ノ一七 梅  
津豊外四十二名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一八七号 昭和四十六年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神戸市灘区新在家南町五丁目 力  
津剛美外二十四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一八八号 昭和四十六年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 兵庫県明石市大寺三ノ九ノ一六  
森田容子外二十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一八九号 昭和四十六年一月二十八日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 新潟県東頸城郡松之山町小谷 泰  
周司外八十八名

一、共済年金の在職年の通算に関する「引揚げ後

八、恩給・共済年金に対し税の減免措置を講ずる

第四項の世帯等の区分に応じて支給される定額

請願(第二三八号)(第二三九号)

- 一、滋賀県浅井町の寒冷地引上げ等に関する請願(第二四〇号)(第二四一号)
- 一、滋賀県土山町の寒冷地引上げ等に関する請願(第二四二号)
- 一、滋賀県湖東町の寒冷地引上げ等に関する請願(第二四三号)
- 一、滋賀県マキノ町の寒冷地引上げ等に関する請願(第二四四号)
- 一、滋賀県高島町の寒冷地引上げ等に関する請願(第二四五号)
- 一、滋賀県高島郡朽木村の寒冷地引上げ等に関する請願(第二四六号)
- 一、滋賀県犬上郡豊郷村の寒冷地引上げ等に関する請願(第二四七号)
- 一、滋賀県大津市内旧葛川村の寒冷地引上げ等に関する請願(第二五〇号)(第二五一号)
- 一、滋賀県彦根市の寒冷地引上げ等に関する請願(第二五二号)
- 一、滋賀県米原町の寒冷地引上げ等に関する請願(第二五三号)(第二五四号)
- 一、滋賀県五箇荘町の寒冷地引上げ等に関する請願(第二五五号)(第二五六号)
- 一、滋賀県近江町の寒冷地引上げ等に関する請願(第二五七号)
- 一、滋賀県甲賀町の寒冷地引上げ等に関する請願(第二五八号)
- 一、滋賀県栗太町の寒冷地引上げ等に関する請願(第二五九号)
- 一、滋賀県志賀町の寒冷地引上げ等に関する請願(第二六〇号)
- 一、滋賀県愛知郡愛東村の寒冷地引上げ等に関する請願(第二六一号)
- 一、岐阜県の寒冷地手当改善に関する請願(第二七三三号)
- 一、旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願(第三一二号)
- 一、兵庫県六甲郡の寒冷地引上げ等に関する請願(第三九七号)

第二四四号 昭和四十六年一月二十九日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 福岡県飯塚市柏の森二八三 村瀬 一美外五十四名  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二四五号 昭和四十六年一月二十九日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 宮崎県北諸郡山之口町富吉三、五二七 佐々木孝臣外三十二名  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二四六号 昭和四十六年一月二十九日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 福岡県飯塚市芳雄町一六〇一一 谷弘子外四十四名  
紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二四七号 昭和四十六年一月二十九日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 福岡県嘉穂郡穂波町忠限四四〇 藤田英俊外五十六名  
紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二四八号 昭和四十六年一月二十九日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 福岡県飯塚市菰田東二ノ一ノ一 一 綾部富代外六十四名  
紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二四九号 昭和四十六年一月二十九日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 山口県萩市塩屋町三六 伊藤昌子 外五十名

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二一〇号 昭和四十六年一月二十九日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 福岡県飯塚市潤野八七七 菅信明 外二十四名  
紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二二一号 昭和四十六年一月二十九日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 福岡県会津若松市高野町界沢四九七 佐藤幸外三十六名  
紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二二二号 昭和四十六年一月二十九日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二通)  
請願者 宮崎市源藤町字池ノ内六六九ノ四 三 外山一夫外百十三名  
紹介議員 西村 関一君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二二五号 昭和四十六年一月三十日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 福岡県飯塚市大字幸袋一〇二 本文子外六十四名  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二二六号 昭和四十六年一月三十日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 福岡県直方市上境一、九二九 山 本不佐枝外三十七名  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二六七号 昭和四十六年一月三十日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 福岡県飯塚市大字中一九五 丸山 喬外五十一名  
紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二六八号 昭和四十六年一月三十日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 宮崎県都城千町四、九五六 野小枝子外五十八名  
紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二六九号 昭和四十六年一月三十日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 山口県防府市駅南町五ノ五 眞宜 義外六十四名  
紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二七〇号 昭和四十六年一月三十日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 福岡県飯塚市鎧田上町一、七八一 青野和代外六十名  
紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二七一号 昭和四十六年一月三十日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 福岡県飯塚市東菰田五五四 藤田 猛雄外五十九名  
紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二七四号 昭和四十六年一月三十日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二通)  
請願者 宮崎県小林市直方海蔵 森山美津

紹介議員 子外百二十二名  
西村 関一君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二八二号 昭和四十六年二月一日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 福島県会津若松市山見町一八九  
馬場喜代子外五十四名  
紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二九〇号 昭和四十六年二月一日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 札幌市白石町本通二ノ南一八  
大津忠行外百四名  
紹介議員 小林 武君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二九一号 昭和四十六年二月一日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）  
請願者 宮崎市淀川町三ノ五〇 家名田弘  
外百三十九名  
紹介議員 西村 関一君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第三一〇号 昭和四十六年二月二日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）  
請願者 福島県二本松市安達ヶ原二ノ二二  
二 木村金六外八十名  
紹介議員 西村 関一君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。  
第三二二号 昭和四十六年二月三日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）  
請願者 福岡県飯塚市東徳前一八ノ三九  
曾我部綾子外九十九名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第三二三号 昭和四十六年二月三日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 兵庫県西宮市里中町一ノ八ノ二六  
馬宮喜一郎外二十四名  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第三二四号 昭和四十六年二月三日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 福岡県飯塚市新飯塚五ノ一九 白  
神嘉恵外六十八名  
紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第三二五号 昭和四十六年二月三日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 東京都町田市市中町二ノ三ノ一八  
小池静枝外二十四名  
紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第三二六号 昭和四十六年二月三日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 兵庫県尼崎市武庫豊町二ノ二ノ四  
〇ノ三〇七 西村志のぶ外七十四名  
紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第三二七号 昭和四十六年二月三日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 神戸市灘区大石東町三ノ二ノ一八  
加古敏子外二十四名  
紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。  
第三二八号 昭和四十六年二月三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 埼玉県大宮市吉敷町一ノ一一一  
浅見三郎外六十七名  
紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は第七一号と同じである。

第三三一号 昭和四十六年二月三日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）  
請願者 神奈川県中郡伊勢原町三の宮一、  
四三六 川口安子外百九名  
紹介議員 西村 関一君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第三九三号 昭和四十六年二月四日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 福島市花園町三ノ六ノ一トルダム  
修道院内 熱海紀子外二十六名  
紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第四〇三号 昭和四十六年二月四日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願  
請願者 横浜市長谷区和田町二〇二  
石原昭八郎外七十四名  
紹介議員 西村 関一君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二一三三号 昭和四十六年一月二十九日受理  
新潟県の寒冷地手当改善に関する請願（七十七通）  
請願者 新潟市旭町通二番町五、二三九  
今井幸子外三百二十六名  
紹介議員 松井 誠君  
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二三五号 昭和四十六年一月二十九日受理  
新潟県の寒冷地手当改善に関する請願（二通）  
請願者 新潟県長岡市中島三 三浦太郎外  
百四十二名

紹介議員 武内 五郎君  
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二四八号 昭和四十六年一月三十日受理  
新潟県の寒冷地手当改善に関する請願（七十九通）  
請願者 新潟県新発田市中央町五ノ一ノ二  
八 有波征四郎外百六十名  
紹介議員 佐藤 隆君  
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二一四号 昭和四十六年一月二十九日受理  
山形県の寒冷地手当改善に関する請願  
請願者 山形県南陽市三間通三九ノ二全農  
林労働組合山形県本部赤湯分会内  
須貝辰夫外十一名  
紹介議員 伊藤 五郎君

山形県の寒冷地手当を左記のとおり改定されたい。  
一、寒冷地手当の級地区分は是正について  
山形市、天童市、上山市は現行四級地であるが、  
これをすみやかに五級地に引き上げること。  
二、寒冷地手当の定率と定額の改定について  
1 定率最高五級地の場合四十五パーセントを  
六十パーセントに引き上げること。  
2 現行定額を給与水準の改定実態に応じて増  
額すること。  
三、薪炭加給を二万六千四十円に増額し、三級地  
以下へも配分すること。

第二二六号 昭和四十六年一月二十九日受理  
山形県の寒冷地手当改善に関する請願  
請願者 山形市春日町五ノ二七全農林本所  
統計分会内 高橋肇  
紹介議員 白井 勇君  
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第二四九号 昭和四十六年一月三十日受理  
山形県の寒冷地手当改善に関する請願  
請願者 山形県飽海郡平田町大字飛鳥平田  
町職員組合内 阿部登外十六名

紹介議員 山崎 昇君  
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第二二七号 昭和四十六年一月三十日受理  
山形県の寒冷地手当改善に関する請願  
請願者 山形市十日町二ノ四〇全農林  
労働組合山形県本部内 渋谷勇  
紹介議員 白井 勇君  
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第三二九号 昭和四十六年二月三日受理  
山形県の寒冷地手当改善に関する請願  
請願者 山形市大野目町二七八 芳賀俊三  
紹介議員 白井 勇君  
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第三九五号 昭和四十六年二月四日受理  
山形県の寒冷地手当改善に関する請願  
請願者 山形市五日町六ノ一五全農林山形  
県本部山形食糧分会内 吉田衛  
紹介議員 白井 勇君  
この請願の趣旨は、第二一四号と同じである。

第二一五号 昭和四十六年一月二十九日受理  
兵庫県の寒冷地手当引上げ等に関する請願  
(三通)  
請願者 兵庫県朝来郡和田山町兵庫県南但  
財務事務所内 奥西昇外二名  
紹介議員 佐野 芳雄君  
一、寒冷地手当の定率最高四十五パーセントを六  
十パーセントに引き上げ、現行定額を給与水準  
の改定実態に応じて増額すること。  
二、兵庫県朝来郡内の各町は現行一級地であるが、  
これをすみやかに二級地に引き上げること。

第三九八号 昭和四十六年二月四日受理  
兵庫県の寒冷地手当引上げ等に関する請願  
(三通)  
請願者 兵庫県朝来郡和田山町和田山郵便  
局内 木田景三外二名  
紹介議員 青田源太郎君  
この請願の趣旨は、第二一五号と同じである。

第二一六号 昭和四十六年一月二十九日受理  
兵庫県の寒冷地手当引上げ等に関する請願  
(二通)  
請願者 兵庫県上郡水上市成松三四七水  
上町長 田畑吉五郎外一名  
紹介議員 佐野 芳雄君  
一、寒冷地手当の定率最高四十五パーセントを六  
十パーセントに引き上げ、現行定額を給与水準  
の改定実態に応じて増額すること。  
二、兵庫県水上市青垣町をすみやかに二級地に引  
き上げること。  
三、基準日を七月十日に改めること。

第三九九号 昭和四十六年二月四日受理  
兵庫県の寒冷地手当引上げ等に関する請願  
(二通)  
請願者 兵庫県氷上郡柏原町柏原町長 中  
井善重郎外一名  
紹介議員 青田源太郎君  
この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第二一七号 昭和四十六年一月二十九日受理  
兵庫県の寒冷地手当引上げ等に関する請願  
請願者 兵庫県美方郡浜坂町浜坂町長 木  
本善一  
紹介議員 佐野 芳雄君  
一、寒冷地手当の定率最高四十五パーセントを六  
十パーセントに引き上げ、現行定額を給与水準  
の改定実態に応じて増額すること。  
二、薪炭加給を二万六千四百十円に増額し、三級地  
以下へも配分すること。  
三、兵庫県美方郡浜坂町大庭地区をすみやかに三  
級地に引き上げること。  
四、基準日を七月十日に改めること。

第四〇〇号 昭和四十六年二月四日受理  
兵庫県の寒冷地手当引上げ等に関する請願  
請願者 兵庫県美方郡浜坂町板谷大庭小学  
校内 福田保  
紹介議員 青田源太郎君  
この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二一八号 昭和四十六年一月二十九日受理  
兵庫県の寒冷地手当引上げ等に関する請願  
(二通)  
請願者 兵庫県美方郡温泉町春來農林省兵  
庫食糧事務所温泉出張所内 小谷  
弘外一名  
紹介議員 佐野 芳雄君  
兵庫県美方郡温泉町温泉地区の寒冷地手当をすみ  
やかに四級地に引き上げられたい。  
他の三項目は、第二一七号と同じである。

第四〇一号 昭和四十六年二月四日受理  
兵庫県の寒冷地手当引上げ等に関する請願  
(二通)  
請願者 兵庫県美方郡温泉町春來小学  
校内 高垣正雄  
紹介議員 青田源太郎君  
この請願の趣旨は、第二一八号と同じである。

第二一九号 昭和四十六年一月二十九日受理  
兵庫県の寒冷地手当引上げ等に関する請願  
(二通)  
請願者 兵庫県出石郡但東町但東町議会議  
長 森脇繁次外一名  
紹介議員 佐野 芳雄君  
一、寒冷地手当の定額を給与水準の改定実態に  
応じて増額し、手当の三区分制を二区分制にし  
て、その他の職員の額を引き上げること。  
二、寒冷地手当の定率最高四十五パーセントを六  
十パーセントに引き上げること。  
三、薪炭加給を増額し、三級地以下へも支給する  
こと。

第四〇二号 昭和四十六年二月四日受理  
兵庫県の寒冷地手当引上げ等に関する請願  
(三通)  
請願者 兵庫県出石郡出石町下谷三五兵庫  
県立出石高等学校内 西川光男外  
二名  
紹介議員 青田源太郎君  
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二二八号 昭和四十六年一月二十九日受理  
元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願  
(二通)  
請願者 官崎市下北方町横小路五、八九三  
野辺広外一名  
紹介議員 平島 敏夫君  
この請願の趣旨は、第一〇八号と同じである。

第三〇六号 昭和四十六年二月二日受理  
元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願  
(二通)  
請願者 官崎市吉村町平塚甲一、九〇六ノ  
一七 辻井徳幸外一名  
紹介議員 平島 敏夫君  
この請願の趣旨は、第一〇八号と同じである。

第三八九号 昭和四十六年二月三日受理  
元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に関する請願  
請願者 官崎市大字瓜生野二、四一〇ノ三  
長友貞  
紹介議員 平島 敏夫君  
この請願の趣旨は、第一〇八号と同じである。

第二二九号 昭和四十六年一月二十九日受理  
旧軍人の一時恩給改定に関する請願  
請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀  
県議会議長 北川弥助

紹介議員 奥村 悦造君

旧軍人の一時恩給改定にあたり、兵を含む旧軍人のすべてが納得できるよう左記のとおり措置されたい。

一、恩給審議会の最終答申において「旧軍人に対する一時恩給については、下士官以上の者について、その資格年限を引き続く実在職三年以上に短縮することが適当である。」とされているが、従軍地域、陸海軍別に終戦後の進級関係が不均衡である現実性からみて階級区分を廃止すること。

二、現役、応召、再応召の実在職年を通算して數年に及ぶ者でも、この間に引き続く三年以上の実在職年がない限り、対象とならないので、現役、応召、再応召の実在職年を通算して數年に及ぶ者も対象に含めること。

第二三八号 昭和四十六年一月二十九日受理

滋賀県山東町の寒冷級地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県坂田郡山東町山東町議会議長 山本岩夫

紹介議員 奥村 悦造君

一、寒冷地手当の定額を給与水準の改定実態に応じ増額すること。

二、寒冷地手当の定率最高四十五パーセントを六十パーセントに引き上げること。

三、薪炭加給を増額し、三級地以下の地域にも支給すること。

四、滋賀県坂田郡山東町をすみやかに四級地に引き上げること。

第二三九号 昭和四十六年一月二十九日受理

滋賀県山東町の寒冷級地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県坂田郡山東町山東町長 山本博一

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第二三八号と同じである。

第二四〇号 昭和四十六年一月二十九日受理

滋賀県浅井町の寒冷級地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県東浅井郡浅井町浅井町長 樋口恒男

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県東浅井郡浅井町の寒冷級地をすみやかに五級地に引き上げられたい。

他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二四一号 昭和四十六年一月二十九日受理

滋賀県浅井町の寒冷級地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県東浅井郡浅井町浅井町議会議長 井上伝

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第二四二号 昭和四十六年一月二十九日受理

滋賀県土山町の寒冷級地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡土山町土山町長 村上良一

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県甲賀郡土山町の寒冷級地をすみやかに二級地に引き上げられたい。

他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二四三号 昭和四十六年一月二十九日受理

滋賀県湖東町の寒冷級地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県愛知郡湖東町湖東町長 広田基一

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県愛知郡湖東町の寒冷級地をすみやかに三級地に引き上げられたい。

他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二四四号 昭和四十六年一月二十九日受理

滋賀県マキノ町の寒冷級地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県高島郡マキノ町マキノ町長 古川久男

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県高島郡マキノ町の寒冷級地をすみやかに五級地に引き上げられたい。

級地に引き上げられたい。

他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二四五号 昭和四十六年一月二十九日受理

滋賀県高島町の寒冷級地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県高島郡高島町高島町長 清水鉄三郎

紹介議員 西村 関一君

滋賀県高島郡高島町の寒冷級地をすみやかに四級地に引き上げられたい。

他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二四六号 昭和四十六年一月二十九日受理

滋賀県高島郡朽木村の寒冷級地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県高島郡朽木村朽木村長 新保賢治

紹介議員 西村 関一君

滋賀県高島郡朽木村の寒冷級地をすみやかに五級地に引き上げられたい。

他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二四七号 昭和四十六年一月二十九日受理

滋賀県大上郡豊郷村の寒冷級地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県大上郡豊郷村豊郷村長 田中彦治郎

紹介議員 西村 関一君

滋賀県大上郡豊郷村の寒冷級地をすみやかに三級地に引き上げられたい。

他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二五〇号 昭和四十六年一月三十日受理

滋賀県大津市内旧葛川村の寒冷級地引上げ等に関する請願(二通)

請願者 滋賀県大津市葛川中村町四七四 中嶋康雄外一名

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県大津市内旧葛川村の寒冷級地をすみやかに三級地に引き上げられたい。

三級地に引き上げられたい。

他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二五一号 昭和四十六年一月三十日受理

滋賀県大津市内旧葛川村の寒冷級地引上げ等に関する請願(三通)

請願者 滋賀県大津市葛川中村町一一三 大角孫佐外三名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第二五〇号と同じである。

第二五二号 昭和四十六年一月三十日受理

滋賀県彦根市の寒冷級地引上げ等に関する請願

請願者 滋賀県彦根市中藪町一五〇ノ一六 井上逸史

紹介議員 西村 関一君

滋賀県彦根市の寒冷級地をすみやかに三級地に引き上げられたい。

他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二五三号 昭和四十六年一月三十日受理

滋賀県米原町の寒冷級地引上げ等に関する請願(三通)

請願者 滋賀県坂田郡米原町北町 船津由勝外二名

紹介議員 西村 関一君

滋賀県坂田郡米原町の寒冷級地をすみやかに四級地に引き上げられたい。

他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二五四号 昭和四十六年一月三十日受理

滋賀県米原町の寒冷級地引上げ等に関する請願(二通)

請願者 滋賀県坂田郡米原町大字米原一七八 水野七郎外一名

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第二五三号と同じである。

第二五五号 昭和四十六年一月三十日受理

滋賀県五個荘町の寒冷級地引上げ等に関する請願  
請願者 滋賀県神崎郡五個荘町大字菟田二ノ三 五個荘町長 小杉守一

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県神崎郡五個荘町の寒冷級地をすみやかに二級地に引き上げられたい。  
他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二五六号 昭和四十六年一月三十日受理

滋賀県五個荘町の寒冷級地引上げ等に関する請願  
請願者 滋賀県神崎郡五個荘町大字菟田二ノ三 五個荘町職員組合内 川瀬文内

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第二五七号 昭和四十六年一月三十日受理

滋賀県近江町の寒冷級地引上げ等に関する請願  
(二通)  
請願者 滋賀県坂田郡近江町西月寺 仁科己代治外一名

紹介議員 西村 関一君

滋賀県坂田郡近江町の寒冷級地をすみやかに四級地に引き上げられたい。  
他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二五八号 昭和四十六年一月三十日受理

滋賀県甲賀町の寒冷級地引上げ等に関する請願  
請願者 滋賀県甲賀郡甲賀町甲賀町長 田中千松

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県甲賀郡甲賀町の寒冷級地をすみやかに二級地に引き上げられたい。  
他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二五九号 昭和四十六年一月三十日受理

滋賀県秦荘町の寒冷級地引上げ等に関する請願  
請願者 滋賀県愛知郡秦荘町秦荘町長 中村久五郎

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県愛知郡秦荘町の寒冷級地をすみやかに三級地に引き上げられたい。  
他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二六〇号 昭和四十六年一月三十日受理

滋賀県志賀町の寒冷級地引上げ等に関する請願  
請願者 滋賀県志賀郡志賀町大字木戸八七九 志賀町長 添田弘之

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県志賀郡志賀町の寒冷級地をすみやかに三級地に引き上げられたい。  
他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二六一号 昭和四十六年一月三十日受理

滋賀県愛知郡愛東村の寒冷級地引上げ等に関する請願  
請願者 滋賀県愛知郡愛東村愛東村長 奥宗平

紹介議員 西村 関一君

滋賀県愛知郡愛東村の寒冷級地をすみやかに三級地に引き上げられたい。  
他の三項目は、第二三八号と同じである。

第二七三号 昭和四十六年一月三十日受理

岐阜県の寒冷地手当改善に関する請願  
請願者 岐阜市藪田岐阜県知事 平野三郎

紹介議員 古池 信三君

一、岐阜県の寒冷級地を左記のとおり引き上げること。  
五級地に 郡上郡高鷲村 揖斐郡徳山村  
四級地に 揖斐郡坂内村 郡上郡白鳥町のうち五級地に含まれない地域(旧石徹白村)、明方村

馬瀬村

三級地に 不破郡関ヶ原町 本巣郡根尾村  
揖斐郡藤橋村、武儀郡板取村  
春日村、久瀬村  
郡上郡大和村 益田郡萩原町のうち五級地、三級地のいずれにも含まれない地域

二級地に

養老郡上石津村 山県郡美山町のうち旧葛原村の区域  
郡上八幡郡町、恵那郡山岡町、明智町、串和良村、益田郡 原村、上矢作町  
金山町、下呂町

一級地に

揖斐郡大野町  
二、寒冷地手当の定率を四十五パーセントから六十パーセントに引き上げるとともに、定額を給与水準の改定実態に応じ増額すること。  
三、薪炭加給を増額し、三級地以下へも支給すること。  
四、基準日を七月十日に改めること。

(別紙岐阜県寒冷地給の現況図添付)

第三一二号 昭和四十六年二月三日受理

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願  
(二通)  
請願者 長崎市小峰町三ノ四 橋口時義外一名

紹介議員 初村謙一郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九七号 昭和四十六年二月四日受理

兵庫県栗東郡の寒冷級地引上げ等に関する請願  
請願者 兵庫県栗東郡山崎町鹿沢栗東郡町村会内 井口光司

紹介議員 青田源太郎君

兵庫県栗東郡一宮町、波賀町、千種町、山崎町の一部の寒冷級地をすみやかに二級地に引き上げられたい。また、山崎町のうち無級地の区域を一般地に指定されたい。さらに、寒冷地手当の定額分については、給与水準の改定実態に応じた増額の措置を講ぜられたい。

昭和四十六年二月二十三日印刷

昭和四十六年二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局